

定 款

株式会社 シマノ

株式会社シマノ定款

第1章 総 則

第1条（商 号）

当社は、株式会社シマノと称し、英文では、SHIMANO INC. と表示する。

第2条（目 的）

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 自転車及びその部分品・附属品、自動車及びオートバイの部分品・附属品の製造並びに販売。
2. 魚釣具及び釣具関連用品の製造並びに販売。
3. 各種スポーツ用品及び各種レジャー用品の製造並びに販売。
4. 塑性加工品の製造並びに販売。
5. 工作機械・産業機械及びその部分品・附属品の製造並びに販売。
6. 電子計算機による計算業務の受託及び電子計算機の附属機器の製造並びに販売。
7. 下記物品の輸出入並びに販売。
 - 1) 自転車及びその部分品・附属品（フレームを含む）。
 - 2) 魚釣具及びサイクリング・フィッシング用品。
 - 3) 各種スポーツ用品及び各種レジャー用品。
8. 古物売買業。
9. 不動産の賃貸、管理。
10. 前各号に附帯する一切の事業。

第3条（本店の所在地）

当社は本店を堺市におく。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は 262,400,000 株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100 株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第10条 (単元未満株式の買増し)

当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条 (株式取扱規則)

当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第12条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人をおく。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第3章 株 主 総 会

第13条 (株主総会の招集)

当社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集する。

- 2 前項のほか、必要ある場合は、臨時株主総会を招集する。

第14条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

第 15 条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 16 条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 18 条（決議方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 19 条（取締役の定員）

当社の取締役は、20 名以内とする。

第 20 条（取締役の選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 21 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 22 条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名をおくことができる。

第23条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（取締役会の決議方法等）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

第26条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第27条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

- 2 前項の取締役の報酬額には使用人としての職務に対する報酬を含まないものとする。

第28条（顧問及び相談役）

取締役会の決議をもって顧問及び相談役をおくことができる。

第29条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第30条 (監査役の定員)

当会社の監査役は、4名以内とする。

第31条 (監査役の選任方法)

監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第33条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第34条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第35条 (監査役会の決議の方法)

監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

第36条 (監査役会規則)

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第37条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第38条 (監査役の責任免除)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第39条 (補欠監査役)

当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ株主総会において補欠監査役を選任することができる。

- 2 補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。
- 3 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
- 4 補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

第6章 会 計 監 査 人

第40条 (会計監査人の選任方法)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第41条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第42条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第43条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

第44条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第45条 (中間配当)

当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第46条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。